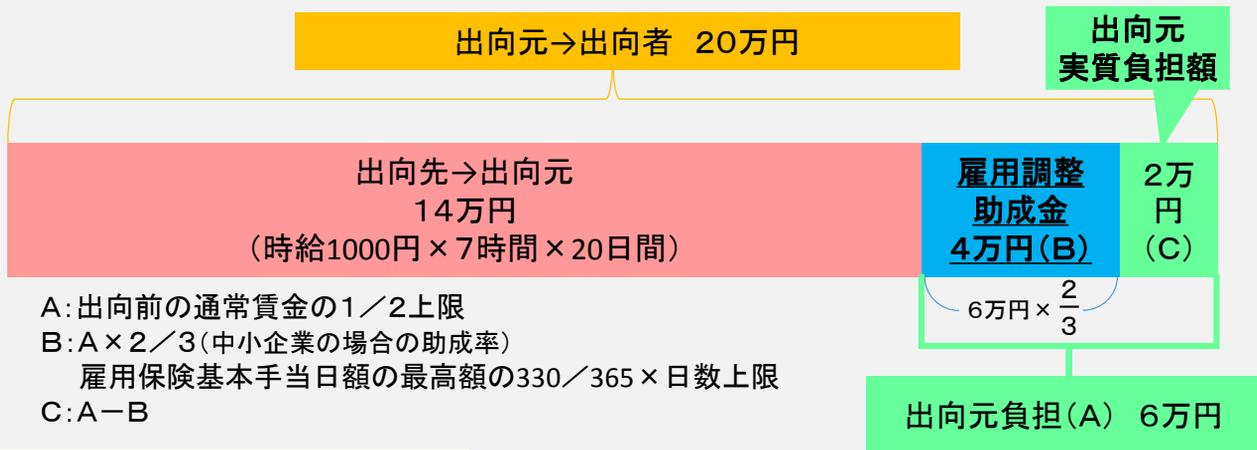


雇用調整助成金（国支給）が活用できます

支給額

中小企業	中小企業以外
出向元負担額 × $\frac{2}{3}$	出向元負担額 × $\frac{1}{2}$

(例) 出向前賃金月額20万円の者を出向させ、出向先から14万円出向料を得た場合(中小企業)



対象となる要件(一部抜粋)

- ・ 出向元事業所・出向先事業所が雇用保険の適用事業所である
- ・ 出向期間が3ヶ月以上1年以内であって、出向元事業所に復帰する
- ・ 出向元と出向先事業所が資本的、経済的・組織的に独立性がある
- ・ 出向元事業所が出向者の賃金の一部(全部を除く)を負担している
- ・ 出向者に出向前に支払っていた賃金と概ね同じ額の賃金を支払う
- ・ 出向開始日の2週間前をめどに、管轄の労働局へ計画書を提出

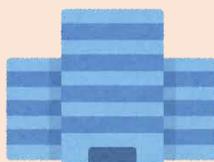
※詳細は、管轄の労働局へご確認ください

出向により期待される効果

出向者は、
概ね同額の賃金を確保



出向元は、雇用維持・
実質負担額を低減



出向先は
生産維持が可能に



雇用維持による信頼向上

仕入れルートの開拓など

生産現場を知ることによる意識向上